



2026年 2月11日
第148号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

36協定って何ですか？ ～36協定締結の必要性和その意義～

過半数代表選で話題になる「36協定」ですが、なぜ協定を結ぶのでしょうか？

労働基準法 36 条を簡単にまとめると…

・使用者（会社）は社員の代表と協定を締結。
ここで結ぶ協定がいわゆる **36（サブロク）協定**です。
⇒協定を締結すると労働時間（同 40 条）や休日（同 35 条）に関する労基法規定に関わらず、その協定で定める内容（上限等）に基づき労働時間を延長したり、休日に労働させることができますようになります。

就業規則では…

第 66 条で会社は労働基準法 36 条（36 協定）を基に、所定労働時間以外の時間と公休日に勤務を命じることができると定められています。

36 協定の締結は就業規則 66 条の必要条件。
36 協定無しに会社は社員に超勤や休出を指示できません！

【36協定を締結しないと…】

超勤や休出ができない⇒輸送障害が発生！「定時なので帰ります」とはなりませんよね？

⇒突発が発生！「行路埋まらないから運休」とはなりませんよね？

つまり**鉄道事業の運営が成り立たない！**
だからこそ **36 協定の安定的締結は重要！**

【ではとりあえず締結しましょう…ちょっと待って！】

鉄道事業運営の為に締結は必要ですが、超勤や休出の現状把握、適正な要員確保の要請（過半数代表者は締結時に会社側へ意見書を提出できる）などを行わずに締結するものではありません。

前提として超勤や休出は本来「**やむを得ず**」行うもの⇒労働時間規制等は過労死や健康障害防止の為です。厚生労働省の 36 協定に関する指針の中でも**時間外労働・休日労働は必要最小限に留める**ようにとされています。

【そもそも「締結したい」のはどちら側？】

事業の安定運営の為に **36 協定の安定的な締結は労使共通の認識**です。しかし締結したいのはどちらでしょう？

会社側=少ない要員（効率的）で安定的に運営したいが異常時などに対応してもらいたい。

労働者側=鉄道輸送を安定的に支える気持ちはあるが、最悪結ばなくても困らない。

締結したいのは会社側、つまり**締結するかしないかは労働者の権利**です。

（いたずらに締結拒否するのは違います）

※超勤代が無いと生活が大変なのは、賃金水準の問題であり、本来は超勤無しで、基本給だけで生活できる賃金がベストです。

【発生しうる事象への理想の対応策】

・輸送障害や突発の対応⇒要員に余裕があり、予備要員などがいれば超勤や休出は不要。

・企画業務などの超勤⇒要員に余裕があれば企画日勤として出勤できる。

36 協定の締結と要員問題は密接に関わりあっています。

安全・健康・ゆとりある働き方の為に

36 協定締結時に意見書をしっかり書ける（白紙は論外）過半数代表者を選出しよう！！